

座間味村農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、座間味村農業委員会(以下「農業委員会」という。)が座間味村農業委員会等の委員の定数に関する条例(昭和47年条例第51号)に基づき、農地利用最適化推進委員(以下「推進委員」という。)を委嘱するための手続等について、法令に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(選任区域及び定数)

第2条 農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号。以下「法」という。)第19条の規定に基づき、推進委員として選任する区域ごとの定数は、次のとおりとする。

地区名	その地区の区域	定数
座間味島地区	座間味区、阿真区、阿佐区	1
阿嘉島地区	阿嘉区、慶留間区	1

(推薦及び募集)

第3条 法第19条の規定に基づき、推進委員として選任する方法は、次の通りとする。

- (1) 村内の農業者等からの推薦
 - (2) 農業者が組織する団体等からの推薦
 - (3) 一般募集
- 2 推薦を受ける者及び募集に応募する者は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進など所掌する業務を適切に行うことができる者とする。

(推薦及び募集の周知)

第4条 推進委員の推薦及び募集に当たっては、次の手続等により、村内の農業者等の関係者への周知に努めるものとする。

- (1) 座間味村広報誌への掲載
- (2) 座間味村内掲示板への掲示
- (3) 座間味村ホームページ
- (4) その他

(推薦手続等)

第5条 推進委員候補者を推薦しようとする者は、農地利用最適化推進委員候補者推薦届(様式第1号、様式第2号)に次の事項を記載し、推薦及び募集期間中に持参・郵送・ファックス・電子メール等により農業委員会に提出するものとする。

- (1) 推薦する区域
- (2) 推薦をする者の氏名、住所、職業、年齢及び性別
- (3) 推薦をする者が法人又は団体である場合は、その名称、目的、代表者の氏名、構成員の数、構成員の数、構成員たる資格その他の当該推薦をする者の性格を明らかにする事項

(4) 推薦を受ける者の氏名、住所、職業、年齢、性別、経歴及び農業を営む場合には農業経営の状況

(5) 推薦を受ける者が認定農業者又は認定農業者に準ずる者（以下「認定農業者」という。）であるか否かの別

(6) 推薦の理由

(7) 推薦をする者が、同一の者について農業委員及び推進委員の両方に推薦しているか否かの別

(8) その他農業委員が必要と認める事項

(募集手続等)

第6条 推進委員の募集に応募する者は、農地利用最適化推進委員候補者応募申込書（様式第3号）に次の事項を記載し、推薦及び募集期間中に持参・郵送・ファックス・電子メール等により提出するものとする。

(1) 応募する者の氏名、住所、職業、年齢、性別、経歴及び農業を営む場合には農業経営の概況

(2) 応募する者が認定農業者等に該当するか否かの別

(3) 応募の理由

(4) 応募する者が、農業委員及び推進委員の両方に応募しているか否かの別

(5) その他農業委員会が必要と認める事項

(推薦・募集方法、推薦・募集に応じた者の公表等)

第7条 推薦・募集の期間、推薦・応募書面の提出方法等必要な事項を公表した上で、推薦・募集の期間は原則として4週間程度とし、座間味村のホームページ及び掲示板等に推薦・募集期間の中間及び期間終了後遅滞なく公表するものとする。

2 前項の公表事項は、推薦を受けた者及び募集に応じた者の氏名、職業、年齢等とする。

(候補者の評価)

第8条 第5条及び第6条の規定に基づき推薦及び募集に応じた推進委員候補者について、農業委員会は、座間味村農地利用最適化推進委員候補者評価委員会設置要綱に基づく座間味村農地利用最適化推進委員候補者評価委員会（以下「推進委員候補者評価委員会」という。）にその評価の意見を求めるものとする。

2 推進委員候補者評価委員会は、その合議によって推進委員候補者を評価した上で、農業委員会に意見を報告することとする。

(推進委員の選任及び委嘱)

第9条 農業委員会は、農業委員会総会における合議によって推進委員を決定し、委嘱するものとする。

2 前項により推進委員を委嘱しようとする場合は、書面により通知するとともに、委嘱状を交付するものとする。

(推進委員の補充)

第10条 農業委員は、推進委員が解職、失職及び辞任等により欠員が生じた場合には、

必要に応じてこの規則に定める手続に基づき、後任の推進委員を任命することができる。

(委任)

第 11 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は農業委員会が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。